

ま　え　が　き

埼玉県教育委員会教育長

前 島 富 雄

平成21年3月9日、文部科学省より高等学校学習指導要領が改訂されました。

これに伴い、埼玉県教育委員会では、平成21年4月に、県内の学識有識者や保護者及び教育関係者からなる「埼玉県高等学校、特別支援学校教育課程検討委員会」を設置し、本県における学校教育の現状と課題を踏まえ、教育課程編成の基本方針及び基本的な事項について審議していました。

この報告を受け、平成21年5月に、埼玉県高等学校教育課程編成要領改訂協力委員会を発足させ、学習指導要領に基づく高等学校教育課程編成要領の改訂作業に着手しました。約1年にわたる検討により、平成22年3月に報告が提出され、この報告をもとに埼玉県高等学校教育課程編成要領を定めた次第です。

この教育課程編成要領は、「教育課程一般編」及び「各教科・総合的な学習の時間・特別活動資料編」から成っており、「教育課程一般編」は、埼玉県立高等学校が教育課程を編成するに当たっての基準となるものです。また、「各教科・総合的な学習の時間・特別活動資料編」は、各高等学校が指導計画を作成する際の資料となるものです。

学習指導要領は、教育基本法改正などで明確となった教育の理念を踏まえ、「生きる力」を育成すること、知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成のバランスを重視すること、道徳教育や体育などの充実により、豊かな心や健やかな体を育成することが基本的な考え方となっております。

21世紀は、新しい知識・情報・技術が政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要度を増す、いわゆる「知識基盤社会」の時代であるといわれております。こうした変化の激しい社会を生きる子どもたちにとって、確かな学力と豊かな心、健やかな体を兼ね備えた「生きる力」をはぐくむことはますます重要になってまいります。

新しい時代に対応できる人間の育成を図るために、各学校が、高等学校学習指導要領と埼玉県高等学校教育課程編成要領により、適切な教育課程の編成・実施・評価を行い、創意工夫を生かした特色ある教育活動、特色ある学校づくりを進めることを期待するものであります。

埼玉県立高等学校通則8条に規定する埼玉県高等学校教育課程編成要領教育課程一般編を次のように定め、平成25年4月1日から施行する。この埼玉県高等学校教育課程編成要領一般編に示した基準は、同日以降埼玉県立高等学校の第1学年に入学した生徒、学年による教育課程の区分を設けない課程にあっては、同日以降入学した生徒に係る教育課程及び全課程の修了の認定から適用する。

ただし、総則(各教科・科目の名称、標準単位数及び必履修教科・科目に関する規定を除く)、総合的な学習の時間及び特別活動については、平成22年度から適用し、数学、理科及び理数については、平成24年4月1日以降埼玉県立高等学校の第1学年に入学した生徒、学年による教育課程の区分を設けない課程にあっては、同日以降入学した生徒に係る教育課程及び全課程の修了の認定から適用する。

また、福祉については平成21年度から、保健体育、芸術、体育、音楽及び美術については平成22年度から、学校の判断により適用できるものとする。

平成22年6月18日

埼玉県教育委員会